



生命保険契約に関する権利～保険料の負担者～

相続開始の時に、まだ保険事故が発生していない生命保険契約で被相続人が保険料を負担し、かつ、同人以外の者が契約者であるものは、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。今回は、孫等を契約者とする生命保険契約に係る保険料の負担者が被相続人か否かが争われた判決をご紹介します。
(令和4年3月2日非公開裁決・全部取消し・TAINSコード：F0-3-794)

＜事案の概要＞

審査請求人（請求人）らのうち、被相続人の孫ら8名（請求人孫等）は、平成26年に、C社との間で、請求人孫等を契約者及び被保険者とする各生命保険契約を締結しました。その各保険料（本件各保険料）の支払に先立ち、請求人Aと請求人孫等により、贈与者を被相続人、受贈者を請求人孫等とする現金贈与の各贈与契約書（本件各贈与契約書）が作成されました。この事案は、原処分庁が、請求人孫等を契約者とする各生命保険契約に関する権利は、被相続人から遺贈により取得したものとみなされる（相法3①三）として、請求人らに対し相続税に係る各更正処分等を行ったことから、同人らが、各生命保険契約に係る本件各保険料については、各生命保険契約の各契約者が、被相続人から贈与された現金により支払っていたものであり、被相続人が負担したものではないから、各生命保険契約に関する権利は遺贈により取得したものとみなされる財産に当たらないとして、各更正処分等の全部の取消しを求めたものです。

＜審判所の判断＞

不服審判所では、次のとおり判断し、請求人らの請求を認め各更正処分等の全部を取り消しました。

- 1 請求人らは、被相続人は、請求人A及び請求人Bに対し、自身の全ての財産について贈与手続をとるための代理権（本件代理権）を授与していたことを理由として、請求人Aが被相続人の代理として行った本件各贈与契約は有効に成立しているため、被相続人が本件各保険料を負担したとは認められないと主張した。これに対し、原処分庁は、①被相続人が請求人Aに対し自身の全ての財産について贈与手続をとるための代理権を授与していたことを裏付ける客観的な証拠がないこと、②本件各贈与契約書に頭名がないことなどから、請求人らが主張する代理権授与の事実を否定し本件各贈与契約は成立していないとした上で、本件各保険料は、被相続人名義の預貯金から出金された金員によって支払われているため、被相続人が本件各保険料を負担した旨主張した。
- 2 本件各贈与契約書には、被相続人の氏名等の記載はあるものの、請求人Aが被相続人の代理人である旨の記載はない。しかし、被相続人所有の土地及び株式が、平成5年以降、贈与税の負担も考慮しながら、請求人A及びその家族並びに請求人B及びその親族に対し贈与されていることや、請求人孫等は、本件各贈与契約に関する手続を請求人Aが代理人として行っていったものと認識していたことからすると、頭名の観点からは、本件各贈与契約における請求人Aの代理行為が無効なものとは認められない。
- 3 平成5年以降に行われた被相続人所有の土地及び株式の贈与について、被相続人が、当該贈与の取消しや異議を申し立てたといったような事実は見当たらないこと、贈与の対象財産を土地及び株式に限るとする証拠や事情は見当たらないことに加え、本件代理権が授与されていなかったことを示す具体的・客観的な証拠も見当たらないことを総合勘案すると、被相続人は、自身に帰属する全財産を相続人らやその子供らに対し贈与するという自らの意思に基づいて、請求人Aや請求人Bに対し贈与に必要な手続を包括的に委任し、その委任に基づき、請求人Aや請求人Bが、贈与税の負担も考慮しながら計画的に贈与を行ってきたものとするのが自然かつ合理的である。
- 4 以上のとおり、頭名の観点から本件各贈与契約における請求人Aの代理行為は無効とはいえないことに加え、本件各贈与契約に至るまでの間の、被相続人からその親族に対する財産贈与の実情を併せて総合勘案すれば、被相続人から請求人Aに対し本件代理権の授与がなかったということはできない。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の判決例について詳細（全文・A4判17頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記までご一報ください。